

手取川水系手取川砂利等の採取に関する規制計画

1. 対象区間

種 別	河川名	起 点	終 点	延長(km)
幹 川	手取川	左岸：石川県白山市広瀬町地先 (No17.3K) 右岸：石川県白山市白山町地先 (No17.3K)	海に至るまで (No0.0K)	17.3
	計			17.3

別添一般図表示のとおり。

2. 規制の方針

手取川の河床はこれまで出水、河道掘削、砂利採取等の影響により変動してきており、昭和 21～30 年頃が最も高く、その後昭和 50～60 年頃までに約 2m 低下した。昭和 60 年以降は変動量が小さくなり、現在は概ね安定傾向にある。

こうした河床低下に伴い、既設護岸は現況の河床高に対して必要な根入れが不足し、一部橋脚も安定確保上必要な根入れが確保されていない状況となっており、河床が安定傾向にある中であっては更に河床を掘削し低下させることは構造物の安定確保上好ましくなく、第 6 次規制計画から禁止区域としている。

現況における流下能力は河口部において計画上の流量に対して河積が不足しているが手取川橋梁において橋梁基礎の十分な根入れが確保されていない。

こうしたことから令和 8 年度以降 5 箇年の規制計画は河口部において橋梁への対策を進めつつ流下能力確保のための河道掘削を行い、これにより上流は前規制計画同様、禁止区域とする方針である。

3. 掘削基準河床及び掘削基準断面

(1) 掘削基準河床

別添縦断面図表示のとおり。

種 別	河川名	区 間	掘 削 基 準 河 床 高	備 考
幹 川	手取川	No. 17.3K ~ No. 0.0K	計画の低水路平均河床高	

(2) 掘削基準断面

別添横断面図表示のとおり。

4. 禁止区域等

(1) 禁止区域

種別	河川名	起 点	終 点	延長(km)
幹 川	手取川	左岸：石川県白山市広瀬町地先 (No17.3K) 右岸：石川県白山市白山町地先 (No17.3K)	左岸：石川県白山市湊町地先 (No0.9K) 右岸：石川県白山市湊町地先 (No0.9K)	16.4

別添管内図、平面図表示のとおり。

(2) 保安区域

別添管内図、平面図表示のとおり。

5. 掘削可能量及び採取可能量

種別	河川名	起点 (秆杭)	終点 (秆杭)	延長 (km)	掘削可能量 (千m <sup>3</sup> )	採取可能量 (千m <sup>3</sup> )	摘要
幹川	手取川	No0.9	No0.0	0.9	9	5	
計				0.9	9	5	

(注) 禁止区域及び保安区域は対象としない。

6. 年次別計画

河川名	区間		年次別計画 (千m <sup>3</sup> )								
			令和8年度			令和9年度			令和10年度		
	起点	終点	許可又は認可の予定量	採取可能量中の許可又は認可の予定量	流下予想量	許可又は認可の予定量	採取可能量中の許可又は認可の予定量	流下予想量	許可又は認可の予定量	採取可能量中の許可又は認可の予定量	流下予想量
手取川	0.9	0.0	1	1	0	1	1	0	1	1	0
計			1	1	0	1	1	0	1	1	0

河川名	区間		年次別計画 (千m <sup>3</sup> )								
			令和11年度			令和12年度			合計		
	起点	終点	許可又は認可の予定量	採取可能量中の許可又は認可の予定量	流下予想量	許可又は認可の予定量	採取可能量中の許可又は認可の予定量	流下予想量	許可又は認可の予定量	採取可能量中の許可又は認可の予定量	流下予想量
手取川	0.9	0.0	1	1	0	1	1	0	5	5	0
計			1	1	0	1	1	0	5	5	0

(注) 禁止区域及び保安区域は対象としない。